

※油性ボールペンで記載してください。

令和 年 月 日

高等学校等就学支援金(7月時点)意向確認書 兼 保護者等状況確認書

学年/学科	
認定番号 (あれば)	
生徒氏名 (自署)	

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

■意向についての確認

(次の①～③のいずれかの□にチェック☑を入れて下さい。)

確認項目		審査後の通知
<p>現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。</p>		
①	<input type="checkbox"/> (個人番号カードの写し等を提出済みの場合) ※この項目に当てはまる場合、以下の「■保護者変更等についての確認」にも御回答ください。	支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
	<p>■保護者変更等についての確認 ○該当する項目の□にチェック☑を入れて下さい。 ※前回から変更がある点については、e-shienでの届出等が必要です。</p> <p>(ア)前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますか。 <input type="checkbox"/> あります。 <input type="checkbox"/> ありません。</p> <p>(イ)平成30年1月1日時点と平成31年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は一致しますか。 <input type="checkbox"/> 一致します。 <input type="checkbox"/> 一致しません。 平成31年1月1日時点の課税地 _____ 変更となる者の氏名 _____</p> <p>(ウ)平成31年1月1日時点において、保護者等が日本国内に住所を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有しています。 <input type="checkbox"/> 有していません。 有していない者の氏名 _____</p>	
	<input type="checkbox"/> (個人番号カードの写し等を提出していない場合) 収入状況届出書及び個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。 ※この項目に当たる場合、学校を通じて文部科学省へ収入状況届出書を提出しないときは、支給差止めとなります。	支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
②	<p>現在認定されていますが、受給権を放棄します。 【理由】 親権者等の平成31年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計が50万7,000円を超過している 等 ※この項目に当てはまる場合、この意向確認書が受給権放棄の申出書となります。</p>	資格消滅通知が送付されます。
③	<p>現在認定されておりません。</p> <p>ア <input type="checkbox"/> 現在認定されていないため、受給資格の認定を申請します。 また、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。</p>	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。通知はありません。
	<p>イ <input type="checkbox"/> 現在認定されておらず、引き続き受給資格の認定を申請しません。 【理由】 親権者等の平成31年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計が50万7,000円を超えている 等</p>	通知はありません。